

第三〇〇〇四一三三三号

認定証

東京都千代田区三番町五番地七

精糖会館三F

三菱地所パークス株式会社

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいづれにも

該当せず警備業の要件を備えて

いることを認定する

有効期間

令和三年四月一四日から

令和八年四月一三日まで

東京都公安委員会

